

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

本申請書「1 高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、口の区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位:円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」という。))が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。))が別に定める約款により(2)に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。))。

(注1)上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2)上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3)上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。))。

(注4)上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。))。

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間

の利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジ から 有田インターチェンジ まで	沖縄自動車道 許田インターチェンジ から 石川インターチェンジ まで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Aの普通区間の料金の額と同額とする。

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(八) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)(以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路)(以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路)(以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路)(以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路)(以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路)(以下「隼人道路」という。)、一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。)又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間的高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L 'n R 'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又は(ロ)イ)Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又は(ロ)イ)Bに定める区間(n3)の

1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

八) 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下、「消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間（別添4の(B)に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ)から八)の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種（以下「下位車種」という。）の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ)から八)の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジ から 津田寒川インターチェンジ まで	142.858	190.477	190.477	285.715	476.191
津田東インターチェンジ から 志度インターチェンジ まで	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524
津田東インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	380.953	428.572	523.810	714.286	1,238.096
津田東インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	428.572	523.810	619.048	857.143	1,428.572
津田寒川インターチェンジ から 志度インターチェンジ まで	95.239	142.858	142.858	190.477	333.334
津田寒川インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	238.096	285.715	333.334	428.572	761.905
津田寒川インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	285.715	333.334	428.572	571.429	952.381
志度インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	142.858	142.858	190.477	238.096	428.572
志度インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	190.477	238.096	285.715	380.953	666.667

ホ) 料金算出方法の特例

A 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)から八)に定める方法により算出した額と二)Bに定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

B 中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ)から二)及びAに定める方法により算出した中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とし、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ)から二)及びAに定める方法により算出した中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とする。

ただし、インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合において、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合を除く。

C 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インター

チェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間（ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。）の料金の額は、イ）からロ）A及びBに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

D 一般国道9号（江津道路）（以下「江津道路」という。）の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、（ロ）イ）Aの普通区間1キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添5の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき（ハ）ロ）及びハ）により算出された額から 又）に定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に（ロ）イ）Aの普通区間の1キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額に対する比率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

E 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ）からホ）に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

ロ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間（以下「西名阪自動車道」という。）、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの区間（以下「近畿自動車道」という。）及び長原インターチェンジから近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジまでの区間（以下「阪和自動車道（区間料金制区間）」という。）とし、各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）から（ハ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

（イ）西名阪自動車道

イ）ETC車以外の自動車の場合

A 天理インターチェンジから香芝インターチェンジまでの区間

軽自動車等

				香芝
			法隆寺	287.037
		大和まほろばスマート		
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	287.038	287.038	287.038
天理	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

				香芝
			法隆寺	328.298
		大和まほろばスマート		
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

				香芝
			法隆寺	379.630
		大和まほろばスマート		
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

				香芝
			法隆寺	527.778
		大和まほろばスマート		
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	527.778	527.778	527.778
天理	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

				香芝
			法隆寺	823.190
		大和まほろばスマート		
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	861.112	861.112	861.112
天理	861.112	861.112	861.112	861.112

B 香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間
 (A) 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジ方面へ通行
 する場合

軽自動車等

					長原
				松原	192.509
			松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	244.464	244.464	244.464
	柏原	287.038	287.038	287.038	287.038
香芝		287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	268.080	268.080	268.080
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝		379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	291.696	291.696	291.696
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝		379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	344.832	344.832	344.832
	柏原	527.778	527.778	527.778	527.778
香芝		527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	474.720	474.720	474.720
	柏原	861.112	861.112	861.112	861.112
香芝		861.112	861.112	861.112	861.112

(B) 各入口インターチェンジから香芝インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

					長原
				松原	192.509
			松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	287.038	287.038	287.038
	柏原	287.038	287.038	287.038	287.038
香芝		287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝		379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝		379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	527.778	527.778	527.778
	柏原	527.778	527.778	527.778	527.778
香芝		527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	861.112	861.112	861.112
	柏原	861.112	861.112	861.112	861.112
香芝		861.112	861.112	861.112	861.112

ロ) E T C車の場合

軽自動車等

									長原
								松原	192.509
							松原 ジャンクション	171.254	171.254
						藤井寺	223.210	244.464	244.464
					柏原	270.442	287.038	287.038	287.038
				香芝		287.038	287.038	287.038	287.038
			法隆寺	277.526		501.878	574.075	574.075	574.075
		大和まほ ろばスマート	227.933	287.038		574.075	574.075	574.075	574.075
	郡山下ツ道ジャ ンクション・郡山	213.763	287.038	287.038		574.075	574.075	574.075	574.075
天理	225.571	287.038	287.038	287.038		574.075	574.075	574.075	574.075

普通車

									長原
								松原	203.136
							松原 ジャンクション	176.568	176.568
						藤井寺	241.512	268.080	268.080
					柏原	300.552	379.630	379.630	379.630
				香芝		379.630	379.630	379.630	379.630
			法隆寺	309.408		589.848	681.360	707.928	707.928
		大和まほ ろばスマート	247.416	379.630		687.264	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ジャ ンクション・郡山	229.704	327.120	379.630		759.260	759.260	759.260	759.260
天理	244.464	324.168	379.630	379.630		759.260	759.260	759.260	759.260

中型車

									長原
								松原	213.763
							松原 ジャンクション	181.882	181.882
						藤井寺	259.814	291.696	291.696
					柏原	330.662	379.630	379.630	379.630
				香芝		379.630	379.630	379.630	379.630
			法隆寺	341.290		677.818	759.260	759.260	759.260
		大和まほ ろばスマート	266.899	379.630		759.260	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ジ ャ ンクション・郡山	245.645	362.544	379.630		759.260	759.260	759.260	759.260
天理	263.357	359.002	379.630	379.630		759.260	759.260	759.260	759.260

大型車

									長原
								松原	237.674
							松原 ジャンクション	193.837	193.837
						藤井寺	300.995	344.832	344.832
					柏原	398.411	527.778	527.778	527.778
				香芝		527.778	527.778	527.778	527.778
			法隆寺	413.023		875.749	1,026.744	1,055.556	1,055.556
		大和まほ ろばスマート	310.736	527.778		1,036.486	1,055.556	1,055.556	1,055.556
	郡山下ツ道ジ ャ ンクション・郡山	281.512	442.248	527.778		1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556
天理	305.866	437.377	527.778	527.778		1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556

特大車

										長原
									松原	296.124
								松原 ジャンクション	223.062	223.062
							藤井寺	401.658	474.720	474.720
						柏原	564.018	815.676	861.112	861.112
				香芝			861.112	861.112	861.112	861.112
			法隆寺	588.372			1,359.582	1,611.240	1,684.302	1,684.302
		大和まほ ろばスト	417.894	856.266			1,627.476	1,722.223	1,722.223	1,722.223
	郡山下ツ道ジ ャクシヨ ン・郡山	369.186	637.080	861.112			1,722.223	1,722.223	1,722.223	1,722.223
天理	409.776	628.962	861.112	861.112			1,722.223	1,722.223	1,722.223	1,722.223

(ロ) 近畿自動車道

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから吹田インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

											吹田
										摂津北	
									摂津南	312.950	312.950
								守口 ジャンクション		582.173	582.173
							門真	414.499		414.499	414.499
							門真 ジャンクション	520.771		520.771	520.771
						大東鶴見					
					東大阪北	497.155	497.155		497.155		497.155
				東大阪 ジャンクション		549.110	549.110		549.110		549.110
			東大阪南								
		八尾	582.173	582.173		582.173	582.173		582.173		582.173
		長原									
	松原 ジャンクション	192.509		582.173	582.173		582.173	582.173		582.173	582.173
松原	192.509	192.509		582.173	582.173		582.173	582.173		582.173	582.173

普通車

												吹田
												摂津北
										摂津南	353.688	353.688
										守口 ジャンクション	690.216	690.216
									門真	480.624	480.624	480.624
									門真 ジャンクション	613.464	613.464	613.464
									大東鶴見			
									東大阪北	583.944	583.944	583.944
									東大阪 ジャンクション	648.888	648.888	648.888
									東大阪南			
									八尾	690.216	690.216	690.216
									長原			
									松原 ジャンクション	203.136	690.216	690.216
									松原	203.136	203.136	690.216
									松原	203.136	203.136	690.216

中型車

												吹田
												摂津北
												摂津南
										守口 ジャンクション	394.426	394.426
										門真	798.259	798.259
										門真 ジャンクション	546.749	546.749
										門真 ジャンクション	706.157	706.157
										大東鶴見		
										東大阪北	670.733	670.733
										東大阪 ジャンクション	748.666	748.666
										東大阪南		
										八尾	798.259	798.259
										長原		
										松原 ジャンクション	213.763	798.259
										松原	213.763	798.259
										松原	213.763	798.259

大型車

											吹田
											摂津北
									摂津南	486.085	486.085
								守口 ジャンクション		1,041.356	1,041.356
							門真	695.530		695.530	695.530
							門真 ジャンクション	914.716		914.716	914.716
							大東鶴見				
						東大阪北	866.008	866.008		866.008	866.008
					東大阪 ジャンクション	973.165	973.165		973.165	973.165	973.165
					東大阪南						
					八尾	1,041.356	1,041.356		1,041.356	1,041.356	1,041.356
					長原						
					松原 ジャンクション	237.674		1,041.356	1,041.356	1,041.356	1,041.356
松原	237.674	237.674			1,041.356	1,041.356		1,041.356	1,041.356	1,041.356	1,041.356

特大車

											吹田
											摂津北
									摂津南	710.142	710.142
								守口 ジャンクション		1,635.594	1,635.594
							門真	1,059.216		1,059.216	1,059.216
							門真 ジャンクション	1,424.526		1,424.526	1,424.526
							大東鶴見				
						東大阪北	1,343.346	1,343.346		1,343.346	1,343.346
					東大阪 ジャンクション	1,521.942	1,521.942		1,521.942	1,521.942	1,521.942
					東大阪南						
					八尾	1,635.594	1,635.594		1,635.594	1,635.594	1,635.594
					長原						
					松原 ジャンクション	296.124		1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594
松原	296.124	296.124			1,635.594	1,635.594		1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

												吹田
												摂津北
										摂津南	367.946	367.946
									守口 ジャンクション		728.031	728.031
								門真	503.768		503.768	503.768
								門真 ジャンクション	645.906		645.906	645.906
								大東鶴見				
								東大阪北	614.320	614.320	614.320	614.320
								東大阪 ジャンクション	683.810	683.810	683.810	683.810
								東大阪南				
								八尾	728.031	728.031	728.031	728.031
								長原				
								松原 ジャンクション	213.763	728.031	728.031	728.031
								松原	213.763	213.763	728.031	728.031

B 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

												吹田
												摂津北
												摂津南
											582.173	582.173
										守口 ジャンクション	582.173	582.173
									門真	582.173	582.173	582.173
									門真 ジャンクション	582.173	582.173	582.173
									大東鶴見			
									東大阪北	497.155	520.771	582.173
									東大阪 ジャンクション	497.155	520.771	582.173
									東大阪南			
									八尾	338.928	421.584	497.155
									長原			
									松原 ジャンクション	192.509	338.928	421.584
									松原	192.509	192.509	338.928

普通車

												吹田					
												摂津北					
										摂津南	690.216	690.216					
										守口 ジャンクション	690.216	690.216					
									門真	690.216	690.216	690.216					
									門真 ジャンクション	690.216	690.216	690.216					
									大東鶴見								
									東大阪北	583.944	613.464	690.216	690.216	690.216			
									東大阪 ジャンクション	583.944	613.464	690.216	690.216	690.216			
									東大阪南								
									八尾	386.160	489.480	583.944	613.464	690.216	690.216	690.216	
									長原								
									松原 ジャンクション	203.136	386.160	489.480	583.944	613.464	690.216	690.216	690.216
松原	203.136	203.136							松原	203.136	386.160	489.480	583.944	613.464	690.216	690.216	690.216

中型車

													吹田								
													摂津北								
													摂津南	798.259	798.259						
													守口 ジャンクション	798.259	798.259						
													門真	798.259	798.259	798.259					
													門真 ジャンクション	798.259	798.259	798.259					
													大東鶴見								
													東大阪北	670.733	706.157	798.259	798.259	798.259			
													東大阪 ジャンクション	670.733	706.157	798.259	798.259	798.259			
													東大阪南								
													八尾	433.392	557.376	670.733	706.157	798.259	798.259	798.259	
													長原								
													松原 ジャンクション	213.763	433.392	557.376	670.733	706.157	798.259	798.259	798.259
松原	213.763	213.763											松原	213.763	433.392	557.376	670.733	706.157	798.259	798.259	798.259

普通車

												吹田						
												摂津北						
										摂津南	247.416	353.688						
										守口 ジャンクション	253.320	386.160						
									門真	247.416	347.784	480.624						
									門真 ジャンクション	288.744	392.064	524.904						
									大東鶴見									
									東大阪北	247.416	247.416	347.784	451.104	583.944				
									東大阪 ジャンクション	247.416	273.984	412.728	516.048	648.888				
									東大阪南									
									八尾	247.416	309.408	403.872	433.392	572.136	675.456	690.216		
									長原									
									松原 ジャンクション	176.568	359.592	462.912	557.376	586.896	690.216	690.216	690.216	
松原	176.568	203.136							松原	176.568	203.136	386.160	489.480	583.944	613.464	690.216	690.216	690.216

中型車

													吹田									
													摂津北									
													摂津南	266.899	394.426							
													守口 ジャンクション	273.984	433.392							
													門真	266.899	387.341	546.749						
													門真 ジャンクション	316.493	440.477	599.885						
													大東鶴見									
													東大阪北	266.899	266.899	387.341	511.325	670.733				
													東大阪 ジャンクション	266.899	298.781	465.274	589.258	748.666				
													東大阪南									
													八尾	266.899	341.290	454.646	490.070	656.563	780.547	798.259		
													長原									
													松原 ジャンクション	181.882	401.510	525.494	638.851	674.275	798.259	798.259	798.259	
松原	181.882	213.763											松原	181.882	213.763	433.392	557.376	670.733	706.157	798.259	798.259	798.259

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

													吹田										
													摂津北										
										摂津南	254.235		367.946										
										守口 ジャンクション		260.552	402.691										
										門真	254.235		361.629	503.768									
										門真 ジャンクション	298.456		409.008	551.147									
										大東鶴見													
										東大阪北	254.235	254.235		361.629	472.181	614.320							
										東大阪 ジャンクション	254.235	282.663		431.119		541.671	683.810						
										東大阪南													
										八尾	254.235	320.567		421.643	453.229		601.686	712.238	728.031				
										長原													
										松原 ジャンクション	181.882		374.263	484.816		585.892	617.479		728.031		728.031	728.031	
										松原	181.882	213.763		402.691	513.244		614.320	645.906		728.031		728.031	728.031

(八) 阪和自動車道(区間料金制区間)

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

																								岸和田 和泉									
																									堺	582.173							
																									堺 ジャンクション								
																									美原南	468.816	487.709	582.173					
																									美原 ジャンクション	468.816	487.709	582.173					
																									美原北								
																									松原								
																									松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888		468.816	487.709	582.173	
																									長原	192.509	192.509	268.080	279.888		468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	690.216
						堺 ジャンクション		
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション		548.520	572.136	690.216
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360		548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360		548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	798.259
						堺 ジャンクション		
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション		628.224	656.563	798.259
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832		628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832		628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	1,041.356
						堺 ジャンクション		
					美原南	807.558	846.524	1,041.356
				美原 ジャンクション		807.558	846.524	1,041.356
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	237.674	393.540	417.894		807.558	846.524	1,041.356
長原	237.674	237.674	393.540	417.894		807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	1,635.594
						堺 ジャンクション		
					美原南	1,245.930	1,310.874	1,635.594
				美原 ジャンクション		1,245.930	1,310.874	1,635.594
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	296.124	555.900	596.490		1,245.930	1,310.874	1,635.594
長原	296.124	296.124	555.900	596.490		1,245.930	1,310.874	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	728.031
						堺 ジャンクション		
					美原南	576.416	601.686	728.031
				美原 ジャンクション		576.416	601.686	728.031
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	213.763	307.932	323.725		576.416	601.686	728.031
長原	213.763	213.763	307.932	323.725		576.416	601.686	728.031

B 各入口インターチェンジから長原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション		
					美原南	468.816	487.709	582.173
				美原 ジャンクション		468.816	487.709	582.173
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888		468.816	487.709	582.173
長原	192.509	192.509	268.080	279.888		468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション		
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション		548.520	572.136	690.216
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360		548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360		548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション		
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション		628.224	656.563	798.259
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832		628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832		628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641.951
						堺 ジャンクション		
					美原南	807.558	846.524	1,041.356
				美原 ジャンクション		807.558	846.524	1,041.356
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	237.674	393.540	417.894		807.558	846.524	1,041.356
長原	237.674	237.674	393.540	417.894		807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969.918
						堺 ジャンクション		
					美原南	1,245.930	1,310.874	1,635.594
				美原 ジャンクション		1,245.930	1,310.874	1,635.594
			美原北					
		松原						
	松原 ジャンクション	296.124	555.900	596.490		1,245.930	1,310.874	1,635.594
長原	296.124	296.124	555.900	596.490		1,245.930	1,310.874	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	469.023
						堺 ジャンクション		
				美原南	576.416	601.686	728.031	
			美原 ジャンクション		576.416	601.686	728.031	
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	213.763	307.932	323.725		576.416	601.686	728.031
長原	213.763	213.763	307.932	323.725		576.416	601.686	728.031

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション		
				美原南	298.781	317.674	556.195	
			美原 ジャンクション		338.928	357.821	582.173	
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	171.254	246.826	258.634		447.562	466.454	582.173
長原	171.254	192.509	268.080	279.888		468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション		
				美原南	335.976	359.592	657.744	
			美原 ジャンクション		386.160	409.776	690.216	
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	176.568	271.032	285.792		521.952	545.568	690.216
長原	176.568	203.136	297.600	312.360		548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション		
				美原南	373.171	401.510	759.293	
			美原 ジャンクション		433.392	461.731	798.259	
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	181.882	295.238	312.950		596.342	624.682	798.259
長原	181.882	213.763	327.120	344.832		628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641.951
						堺 ジャンクション		
				美原南	456.860	495.827	987.778	
			美原 ジャンクション		539.664	578.630	1,041.356	
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	193.837	349.703	374.057		763.721	802.687	1,041.356
長原	193.837	237.674	393.540	417.894		807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969.918
						堺 ジャンクション		
				美原南	661.434	726.378	1,546.296	
			美原 ジャンクション		799.440	864.384	1,635.594	
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	223.062	482.838	523.428		1,172.868	1,237.812	1,635.594
長原	223.062	296.124	555.900	596.490		1,245.930	1,310.874	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	469.023
						堺 ジャンクション		
				美原南	348.994	374.263		693.286
			美原 ジャンクション		402.691	427.960		728.031
		美原北						
	松原							
	松原 ジャンクション	181.882	279.504	295.297		547.989	573.258	728.031
長原	181.882	213.763	307.932	323.725		576.416	601.686	728.031

本申請書「1 高速道路の路線名」中(24)から(52)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 京滋バイパスにおける各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

								久御山淀
							久御山	87.963
						久御山 ジャンクション		87.963
				巨椋				
			宇治西	87.963	134.260			189.815
		宇治東						
		笠取	134.260	189.815	282.408	328.704		375.000
	南郷							
	石山	134.260		328.704	421.297	467.593	523.149	615.741
瀬田東		236.112		421.297	467.593	569.445	615.741	662.038

普通車

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション		87.963
					巨椋				
				宇治西	87.963	134.260			236.112
			宇治東						
		笠取	189.815	282.408	328.704	375.000			523.149
	南郷								
	石山	189.815	421.297	523.149	569.445	615.741			754.630
瀬田東		282.408	523.149	615.741	662.038	754.630			855.528

中型車

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション		134.260
					巨椋				
				宇治西	87.963	134.260			282.408
			宇治東						
		笠取	236.112	328.704	375.000	467.593			615.741
	南郷								
	石山	189.815	523.149	615.741	708.334	754.630			890.362
瀬田東		328.704	615.741	754.630	800.926	886.819			996.634

大型車

									久御山淀
								久御山	134.260
							久御山 ジャンクション		189.815
					巨椋				
				宇治西	134.260	236.112			421.297
			宇治東						
		笠取	282.408	421.297	569.445	662.038			836.783
	南郷								
	石山	282.408		708.334	841.654	934.199	1,017.002		1,167.997
瀬田東		467.593		875.749	987.778	1,080.323	1,163.126		1,314.121

特大車

									久御山淀
								久御山	236.112
							久御山 ジャンクション		282.408
					巨椋				
				宇治西	189.815	375.000			662.038
			宇治東						
		笠取	523.149	708.334	902.778	1,042.980			1,294.638
	南郷								
	石山	467.593		1,116.042	1,302.756	1,456.998	1,595.004		1,846.662
瀬田東		754.630		1,359.582	1,546.296	1,700.538	1,838.544		2,090.202

ロ 一般国道1号(油小路線)(以下「油小路線」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とし、平成31年4月1日から適用する。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

軽自動車等

					伏見	終点
				城南宮南	330.294	330.294
			城南宮北			
		上鳥羽	372.803		372.803	372.803
	鴨川西		410.589		410.589	410.589
起点			421.297		421.297	421.297

普通車

					伏見	終点
				城南宮南	350.368	350.368
			城南宮北			
		上鳥羽	403.504		403.504	403.504
	鴨川西		421.297		421.297	421.297
起点			421.297		421.297	421.297

中型車

					伏見	終点
				城南宮南	370.442	370.442
			城南宮北			
		上鳥羽	421.297		421.297	421.297
	鴨川西		421.297		421.297	421.297
起点			421.297		421.297	421.297

大型車

					伏見	終点
				城南宮南	415.607	415.607
			城南宮北			
		上鳥羽	503.282		503.282	503.282
	鴨川西		581.214		581.214	581.214
起点			610.439		610.439	610.439

特大車

					伏見	終点
				城南宮南	526.012	526.012
			城南宮北			
		上鳥羽	672.136		672.136	672.136
	鴨川西		802.024		802.024	802.024
起点			850.732		850.732	850.732

ロ) 各入口インターチェンジから起点方面へ通行する場合

軽自動車等

					伏見	終点
				城南宮南	377.526	421.297
			城南宮北			
		上鳥羽	313.763		377.526	421.297
	鴨川西		313.763		377.526	421.297
起点			313.763		377.526	421.297

普通車

					伏見	終点
				城南宮南	409.408	421.297
			城南宮北			
		上鳥羽	329.704		409.408	421.297
	鴨川西		329.704		409.408	421.297
起点			329.704		409.408	421.297

中型車

					伏見	終点
				城南宮南	421.297	421.297
			城南宮北			
		上鳥羽	345.645		421.297	421.297
	鴨川西		345.645		421.297	421.297
起点			345.645		421.297	421.297

大型車

					伏見	終点
				城南宮南	513.023	610.439
			城南宮北			
		上鳥羽	381.512		513.023	610.439
	鴨川西		381.512		513.023	610.439
起点			381.512		513.023	610.439

特大車

					伏見	終点
				城南宮南	688.372	850.732
			城南宮北			
		上鳥羽	469.186		688.372	850.732
	鴨川西		469.186		688.372	850.732
起点			469.186		688.372	850.732

(口) ETC車の場合

軽自動車等

					伏見	終点
				城南宮南	283.062	330.294
			城南宮北			
		上鳥羽	261.808		325.571	372.803
	鴨川西		299.594		363.357	410.589
起点			313.763		377.526	421.297

普通車

					伏見	終点
				城南宮南	291.328	350.368
			城南宮北			
		上鳥羽	264.760		344.464	403.504
	鴨川西		311.992		391.696	421.297
起点			329.704		409.408	421.297

中型車

					伏見	終点
				城南宮南	299.594	370.442
			城南宮北			
		上鳥羽	267.712		363.357	421.297
	鴨川西		324.390		420.035	421.297
起点			345.645		421.297	421.297

大型車

					伏見	終点
				城南宮南	318.191	415.607
			城南宮北			
		上鳥羽	274.354		405.866	503.282
	鴨川西		352.287		483.798	581.214
起点			381.512		513.023	610.439

特大車

					伏見	終点
				城南宮南	363.652	526.012
			城南宮北			
		上鳥羽	290.590		509.776	672.136
	鴨川西		420.478		639.664	802.024
起点			469.186		688.372	850.732

(注) 起点とは京都市伏見区深草中川原町を、終点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

八 第二京阪道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)の表に掲げる額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 起点から京田辺松井インターチェンジまでの区間

軽自動車等

					八幡京田辺 ジャンクション	京田辺松井
				八幡東		18.519
			久御山南	138.889	194.445	194.445
		久御山 ジャンクション		194.445	240.741	240.741
	巨椋池	138.889		194.445	287.038	287.038
起点		194.445		240.741	333.334	333.334

普通車

					八幡京田辺 ジャンクション	京田辺松井
				八幡東		18.519
			久御山南	138.889	240.741	240.741
		久御山 ジャンクション		194.445	287.038	287.038
	巨椋池	138.889		240.741	333.334	333.334
起点		194.445		287.038	379.630	379.630

中型車

					八幡京田辺 ジャンクション	京田辺松井
				八幡東		18.519
			久御山南	138.889	240.741	287.038
		久御山 ジャンクション		240.741	333.334	379.630
	巨椋池	138.889		287.038	379.630	425.926
起点		194.445		333.334	425.926	472.223

大型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	27.778
				八幡東		
			久御山南	138.889	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション		287.038	472.223	527.778
	巨椋池	138.889		379.630	574.075	574.075
起点		240.741		472.223	666.667	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	46.297
				八幡東		
			久御山南	194.445	527.778	574.075
		久御山 ジャンクション		472.223	793.906	826.378
	巨椋池	194.445		620.371	875.086	907.558
起点		333.334		696.490	948.148	980.620

ロ) 京田辺松井インターチェンジから交野南インターチェンジまでの区間

A 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
			交野北	
		枚方学研	333.334	333.334
	枚方東			
京田辺松井	333.334		333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	409.408	409.408
	枚方東			
京田辺松井	425.926		425.926	425.926

中型車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	441.290	441.290
	枚方東			
京田辺松井	472.223		472.223	472.223

大型車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	513.023	513.023
	枚方東			
京田辺松井	666.667		666.667	666.667

特大車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	688.372	688.372
	枚方東			
京田辺松井	1,021.210		1,021.210	1,021.210

B 各入口インターチェンジから京田辺松井インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
			交野北	
		枚方学研	285.424	333.334
	枚方東			
京田辺松井	306.678		333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	294.280	409.408
	枚方東			
京田辺松井	320.848		415.312	425.926

中型車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	303.136	441.290
	枚方東			
京田辺松井	335.018		448.374	472.223

大型車

				交野南
			交野北	
		枚方学研	323.062	513.023
	枚方東			
京田辺松井	366.899		522.765	666.667

特大車

			交野北	交野南
		枚方学研	371.770	688.372
	枚方東			
京田辺松井	444.832		704.608	1,021.210

ただし、イ)に定める区間と連続して通行する場合は、流入したインターチェンジにかかわらず、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	425.926	472.223	666.667	1,021.210

八) 交野南インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間

A 各入口インターチェンジから門真ジャンクション方面へ通行する場合

軽自動車等

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	333.334	333.334
	寝屋川北			
交野南	271.254		333.334	333.334

普通車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	425.926	425.926
	寝屋川北			
交野南	276.568		425.926	425.926

中型車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	527.778	527.778
	寝屋川北			
交野南	281.882		527.778	527.778

大型車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	683.501	712.963
	寝屋川北			
交野南	293.837		683.501	712.963

特大車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	972.502	1,045.564
	寝屋川北			
交野南	323.062		972.502	1,045.564

B 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	333.334	333.334
		寝屋川北		
交野南	333.334		333.334	333.334

普通車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	373.984	373.984
		寝屋川北		
交野南	425.926		425.926	425.926

中型車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	398.781	398.781
		寝屋川北		
交野南	527.778		527.778	527.778

大型車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	454.574	454.574
		寝屋川北		
交野南	712.963		712.963	712.963

特大車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
		寝屋川南	590.956	590.956
		寝屋川北		
交野南	1,045.564		1,045.564	1,045.564

(口) ETC車の場合

軽自動車等

										門真 ジャンクション								
										第二京阪 門真								
										寝屋川南	327.933	333.334						
										寝屋川北								
										交野南	166.667		333.334	333.334				
										交野北								
										枚方学研	285.424	398.781	587.709	608.963				
										枚方東								
										京田辺松井	194.445	333.334	495.606	666.667	666.667			
										八幡京田辺 ジャンクション	212.963	351.852	505.053	685.186	685.186			
										八幡東								
										久御山南	138.889	194.445	388.889	481.437	594.794	694.445	694.445	
										久御山 ジャンクション	194.445	240.741	435.186	549.923	663.280	852.208	873.462	
										巨椋池	138.889	194.445	287.038	481.482	573.539	686.896	787.038	787.038
起点		194.445	240.741	333.334	519.222	594.794	708.150	740.741	740.741									

普通車

										門真 ジャンクション								
										第二京阪 門真								
										寝屋川南	347.416	373.984						
										寝屋川北								
										交野南	175.926	425.926	425.926					
										交野北								
										枚方学研	294.280	435.976	672.136	698.704				
										枚方東								
										京田辺松井	194.445	415.312	557.008	793.168	819.736			
										八幡京田辺 ジャンクション	212.963	427.120	568.816	804.976	831.544			
										八幡東								
										久御山南	138.889	240.741	435.186	539.296	680.992	861.112	861.112	
										久御山 ジャンクション	194.445	287.038	481.482	624.904	766.600	1,002.760	1,029.328	
										巨椋池	138.889	240.741	333.334	527.778	654.424	796.120	953.704	953.704
起点		194.445	287.038	379.630	574.075	680.992	822.688	907.408	907.408									

中型車

												第二京阪 門真	門真 ジャンクション	
												寝屋川南	366.899	398.781
												寝屋川北		
												交野南	212.963	527.778
												交野北		
												枚方学研	303.136	756.563
												枚方東		
												京田辺松井	240.741	901.802
												八幡京田辺 ジャンクション	259.260	947.853
												八幡東		
												久御山南	138.889	972.223
												久御山 ジャンクション	240.741	1,185.194
												巨椋池	138.889	1,111.112
起点													194.445	1,064.815
													333.334	425.926
													287.038	379.630
													240.741	333.334
													138.889	240.741
													483.798	586.528
													597.155	699.885
													767.190	869.920
													905.344	937.226
													618.410	632.579
													448.374	462.544
													240.741	259.260
													653.834	767.190
													735.309	893.683
													937.226	933.683

大型車

													第二京阪 門真	門真 ジャンクション	
													寝屋川南	410.736	454.574
													寝屋川北		
													交野南	287.038	712.963
													交野北		
													枚方学研	323.062	990.362
													枚方東		
													京田辺松井	287.038	1,190.064
													八幡京田辺 ジャンクション	314.815	1,209.548
													八幡東		
													久御山南	138.889	1,231.482
													久御山 ジャンクション	287.038	1,535.891
													巨椋池	138.889	1,472.223
起点														240.741	1,425.926
														472.223	666.667
														574.075	761.434
														472.223	574.075
														712.726	868.592
														727.338	961.137
														961.137	1,194.935
														1,146.227	1,146.227
														756.563	756.563
														522.765	522.765
														323.062	323.062
														287.038	287.038
														287.038	287.038
														1,102.390	1,102.390
														1,151.098	1,151.098
														917.300	917.300
														1,472.223	1,472.223
														1,425.926	1,425.926

特大車

					第二京阪門真		門真ジャンクション	
					寝屋川南	517.894	590.956	
					寝屋川北			
					交野南	323.062	972.502	1,045.564
					交野北			
					枚方学研	371.770	761.434	1,410.874
					枚方東			
					京田辺松井	379.630	704.608	1,094.272
					八幡京田辺ジャンクション	425.926	737.080	1,126.744
					八幡東			
					久御山南	194.445	527.778	785.788
					久御山ジャンクション	472.223	793.906	1,021.210
					巨椋池	194.445	620.371	875.086
					起点	333.334	696.490	948.148
							1,175.452	1,435.228
							1,824.892	2,203.704
							1,972.223	1,972.223
							1,435.228	1,670.650
							1,280.986	2,320.090
							1,362.166	2,351.852
							1,021.210	2,393.152
							785.788	1,849.246
							527.778	1,816.774
							194.445	1,483.936

(注) 起点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ただし、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ若しくは久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間を連続して通行する場合における、八幡京田辺ジャンクション又は久御山ジャンクションと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	518.519	518.519
久御山ジャンクション	740.741	740.741

普通車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	638.889	638.889
久御山ジャンクション	907.408	907.408

中型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	703.704	703.704
久御山ジャンクション	1,064.815	1,064.815

大型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	925.926	925.926
久御山ジャンクション	1,425.926	1,425.926

特大車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	1,444.445	1,444.445
久御山ジャンクション	2,259.260	2,259.260

二 一般国道1号(淀川左岸線延伸部)(以下「淀川左岸線延伸部」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、別添5の淀川左岸線延伸部のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道1号(淀川左岸線延伸部)等の利用距離を通算し、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

ホ 一般国道2号(第二神明道路)(以下「第二神明道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)から(ホ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ)平成31年3月31日まで

車種 区間	普通車	大型車	特大車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

(注1)上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注2)上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

(注3)神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行1回あたりの料金の額とする。

(ロ)平成31年4月1日から大蔵谷インターチェンジ及び伊川谷インターチェンジの料金所の供用開始の日の前日まで

イ)ETC車以外の自動車

軽自動車等

											長坂
										学園南	149.568
									垂水 ジャンクション		194.832
							明石西	352.272	326.688		
						大久保	285.360	279.456	234.192		
				玉津	192.864	285.360	194.832	149.568			
			伊川谷	78.720	192.864	285.360					
			大蔵谷		108.240	192.864	285.360				
		高丸	167.280		167.280	251.904	344.400				
	名谷	202.704	202.704		202.704	287.328	352.272				
	須磨	301.104	301.104	301.104		301.104	352.272	352.272	301.104		301.104
起点		301.104	301.104	301.104		301.104	352.272	352.272	301.104		301.104

普通車

											長坂
										学園南	186.960
									垂水 ジャンクション		243.540
							明石西	440.340	408.360		
						大久保	356.700	349.320	292.740		
				玉津	241.080	356.700	243.540	186.960			
			伊川谷	98.400	241.080	356.700					
			大蔵谷		135.300	241.080	356.700				
		高丸	209.100		209.100	314.880	430.500				
	名谷	253.380	253.380		253.380	359.160	440.340				
	須磨	376.380	376.380	376.380		376.380	440.340	440.340	376.380		376.380
起点		376.380	376.380	376.380		376.380	440.340	440.340	376.380		376.380

中型車

											長坂
										学園南	224.352
									垂水 ジャンクション		292.248
							明石西	528.408	490.032		
						大久保	428.040	419.184	351.288		
					玉津	289.296	428.040	292.248	224.352		
				伊川谷	118.080	289.296	428.040				
			大蔵谷		162.360	289.296	428.040				
		高丸	250.920		250.920	377.856	516.600				
	名谷	304.056	304.056		304.056	430.992	528.408				
	須磨	451.656	451.656	451.656		451.656	528.408	528.408	451.656		451.656
起点		451.656	451.656	451.656		451.656	528.408	528.408	451.656		451.656

大型車

											長坂
										学園南	308.484
									垂水 ジャンクション		401.841
							明石西	726.561	673.794		
						大久保	588.555	576.378	483.021		
					玉津	397.782	588.555	401.841	308.484		
				伊川谷	162.360	397.782	588.555				
			大蔵谷		223.245	397.782	588.555				
		高丸	345.015		345.015	519.552	710.325				
	名谷	418.077	418.077		418.077	592.614	726.561				
	須磨	621.027	621.027	621.027		621.027	726.561	726.561	621.027		621.027
起点		621.027	621.027	621.027		621.027	726.561	726.561	621.027		621.027

特大車

											長坂							
											学園南	514.140						
											垂水 ジャンクション	669.735						
											明石西	1,210.935	1,122.990					
											大久保	980.925	960.630	805.035				
											玉津	662.970	980.925	669.735	514.140			
											伊川谷	270.600	662.970	980.925				
											大蔵谷	372.075	662.970	980.925				
											高丸	575.025	575.025	865.920	1,183.875			
											名谷	696.795	696.795	696.795	987.690	1,210.935		
											須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045
起点											1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	1,035.045

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂							
											学園南	200.047						
											垂水 ジャンクション	260.588						
											明石西	471.164	436.945					
											大久保	381.669	373.772	313.232				
											玉津	257.956	381.669	260.588	200.047			
											伊川谷	105.288	257.956	381.669				
											大蔵谷	144.771	257.956	381.669				
											高丸	223.737	223.737	336.922	460.635			
											名谷	271.117	271.117	271.117	384.301	471.164		
											須磨	402.727	402.727	402.727	402.727	471.164	471.164	402.727
起点											402.727	402.727	402.727	402.727	471.164	471.164	402.727	402.727

大型車

												長坂
											学園南	289.788
										垂水 ジャンクション		377.487
								明石西	682.527	632.958		
							大久保	552.885	541.446	453.747		
						玉津	373.674	552.885	377.487	289.788		
					伊川谷	152.520	373.674	552.885				
				大蔵谷		209.715	373.674	552.885				
			高丸	324.105		324.105	488.064	667.275				
		名谷	392.739	392.739		392.739	556.698	682.527				
	須磨	583.389	583.389	583.389		583.389	682.527	682.527	583.389			583.389
起点		583.389	583.389	583.389		583.389	682.527	682.527	583.389			583.389

口) ETC車

軽自動車等

												長坂	
												学園南	78.720
											垂水 ジャンクション		78.720
								明石西	352.272	326.688			
							大久保	78.720	279.456	234.192			
						玉津	78.720	177.120	194.832	149.568			
					伊川谷	78.720	139.728	232.224					
					大蔵谷		108.240	192.864	285.360				
			高丸	78.720		167.280	251.904	344.400					
		名谷	78.720	94.464		202.704	287.328	352.272					
	須磨	78.720	108.240	167.280		275.520	352.272	352.272	78.720			147.600	
起点		98.400	133.824	192.864		301.104	352.272	352.272	114.144			173.184	

普通車

											長坂								
											学園南	98.400							
											垂水 ジャンクション	98.400							
											明石西	440.340	408.360						
											大久保	98.400	349.320	292.740					
											玉津	98.400	221.400	243.540	186.960				
											伊川谷	98.400	174.660	290.280					
											大蔵谷	135.300	241.080	356.700					
											高丸	98.400	209.100	314.880	430.500				
											名谷	98.400	118.080	253.380	359.160	440.340			
											須磨	98.400	135.300	209.100	344.400	440.340	440.340	98.400	184.500
起点												123.000	167.280	241.080	376.380	440.340	440.340	142.680	216.480

中型車

												長坂								
												学園南	118.080							
												垂水 ジャンクション	118.080							
												明石西	528.408	490.032						
												大久保	118.080	419.184	351.288					
												玉津	118.080	265.680	292.248	224.352				
												伊川谷	118.080	209.592	348.336					
												大蔵谷	162.360	289.296	428.040					
												高丸	118.080	250.920	377.856	516.600				
												名谷	118.080	141.696	304.056	430.992	528.408			
												須磨	118.080	162.360	250.920	413.280	528.408	528.408	118.080	221.400
起点													147.600	200.736	289.296	451.656	528.408	528.408	171.216	259.776

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション		162.360
							明石西	726.561	673.794		
						大久保	162.360	576.378	483.021		
					玉津	162.360	365.310	401.841	308.484		
				伊川谷	162.360	288.189	478.962				
			大蔵谷		223.245	397.782	588.555				
		高丸	162.360		345.015	519.552	710.325				
	名谷	162.360	194.832		418.077	592.614	726.561				
	須磨	162.360	223.245	345.015	568.260	726.561	726.561	162.360			304.425
起点		202.950	276.012	397.782		621.027	726.561	726.561	235.422		357.192

特大車

											長坂
										学園南	270.600
									垂水 ジャンクション		270.600
							明石西	1,210.935	1,122.990		
						大久保	270.600	960.630	805.035		
					玉津	270.600	608.850	669.735	514.140		
				伊川谷	270.600	480.315	798.270				
			大蔵谷		372.075	662.970	980.925				
		高丸	270.600		575.025	865.920	1,183.875				
	名谷	270.600	324.720		696.795	987.690	1,210.935				
	須磨	270.600	372.075	575.025	947.100	1,210.935	1,210.935	270.600			507.375
起点		338.250	460.020	662.970		1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370		595.320

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

										長坂
									学園南	105.288
								垂水 ジャンクション		105.288
						明石西	471.164	436.945		
					大久保	105.288	373.772	313.232		
				玉津	105.288	236.898	260.588	200.047		
			伊川谷	105.288	186.886	310.600				
			大蔵谷		144.771	257.956	381.669			
		高丸	105.288		223.737	336.922	460.635			
	名谷	105.288	126.346		271.117	384.301	471.164			
	須磨	105.288	144.771	223.737		368.508	471.164	471.164	105.288	197.415
起点		131.610	178.990	257.956		402.727	471.164	471.164	152.668	231.634

大型車

										長坂
									学園南	152.520
								垂水 ジャンクション		152.520
						明石西	682.527	632.958		
					大久保	152.520	541.446	453.747		
				玉津	152.520	343.170	377.487	289.788		
			伊川谷	152.520	270.723	449.934				
			大蔵谷		209.715	373.674	552.885			
		高丸	152.520		324.105	488.064	667.275			
	名谷	152.520	183.024		392.739	556.698	682.527			
	須磨	152.520	209.715	324.105		533.820	682.527	682.527	152.520	285.975
起点		190.650	259.284	373.674		583.389	682.527	682.527	221.154	335.544

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線の神戸市西区伊川谷町潤和(伊川谷ジャンクション)から神戸市西区伊川谷町井吹(永井谷ジャンクション)までの区間(ただし、第二神明道路の伊川谷ジャンクションから明石西インターチェンジまでの区間の全部又は一部と兵庫県道高速北神戸線の永井谷JCT以北の区間を連続して通行する場合を除く。)及び神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野(垂水ジャンクション)から神戸市垂水区名谷町字前田(名谷ジャンクション)までの区間のいずれかの区間または両区間(以下「阪神高速管理区間」という。)とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪

神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

(注3) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注4) 当該道路を通行する自動車、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

(八) 大蔵谷インターチェンジ及び伊川谷インターチェンジの料金所の供用開始の日から伊川谷ジャンクションの料金所の供用開始の日の前日まで

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

										長坂
									学園南	149.568
								垂水 ジャンクション		194.832
							明石西	352.272	326.688	
						大久保	232.224	279.456	234.192	
					玉津	139.728	232.224	194.832	149.568	
				伊川谷	78.720	139.728	232.224			
			大蔵谷		108.240	192.864	285.360			
		高丸	167.280		167.280	251.904	344.400			
	名谷	202.704	202.704		202.704	287.328	352.272			
	須磨	301.104	301.104	301.104	301.104	352.272	352.272	301.104		301.104
起点		301.104	301.104	301.104	301.104	352.272	352.272	301.104		301.104

普通車

											長坂
										学園南	186.960
									垂水 ジャンクション		243.540
							明石西	440.340	408.360		
						大久保	290.280	349.320	292.740		
					玉津	174.660	290.280	243.540	186.960		
				伊川谷	98.400	174.660	290.280				
			大蔵谷		135.300	241.080	356.700				
		高丸	209.100		209.100	314.880	430.500				
	名谷	253.380	253.380		253.380	359.160	440.340				
	須磨	376.380	376.380	376.380		376.380	440.340	440.340	376.380		376.380
起点		376.380	376.380	376.380		376.380	440.340	440.340	376.380		376.380

中型車

											長坂
										学園南	224.352
									垂水 ジャンクション		292.248
							明石西	528.408	490.032		
						大久保	348.336	419.184	351.288		
					玉津	209.592	348.336	292.248	224.352		
				伊川谷	118.080	209.592	348.336				
			大蔵谷		162.360	289.296	428.040				
		高丸	250.920		250.920	377.856	516.600				
	名谷	304.056	304.056		304.056	430.992	528.408				
	須磨	451.656	451.656	451.656		451.656	528.408	528.408	451.656		451.656
起点		451.656	451.656	451.656		451.656	528.408	528.408	451.656		451.656

大型車

												長坂								
												学園南	308.484							
												垂水 ジャンクション	401.841							
												明石西	726.561	673.794						
												大久保	478.962	576.378	483.021					
												玉津	288.189	478.962	401.841	308.484				
												伊川谷	162.360	288.189	478.962					
												大蔵谷	223.245	397.782	588.555					
												高丸	345.015	345.015	519.552	710.325				
												名谷	418.077	418.077	418.077	592.614	726.561			
												須磨	621.027	621.027	621.027	621.027	726.561	726.561	621.027	621.027
起点												起点	621.027	621.027	621.027	621.027	726.561	726.561	621.027	621.027

特大車

													長坂								
													学園南	514.140							
													垂水 ジャンクション	669.735							
													明石西	1,210.935	1,122.990						
													大久保	798.270	960.630	805.035					
													玉津	480.315	798.270	669.735	514.140				
													伊川谷	270.600	480.315	798.270					
													大蔵谷	372.075	662.970	980.925					
													高丸	575.025	575.025	865.920	1,183.875				
													名谷	696.795	696.795	696.795	987.690	1,210.935			
													須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	1,035.045
起点													起点	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	1,035.045

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

												長坂								
												学園南	200.047							
												垂水 ジャンクション	260.588							
												明石西	471.164	436.945						
												大久保	310.600	373.772	313.232					
												玉津	186.886	310.600	260.588	200.047				
												伊川谷	105.288	186.886	310.600					
												大蔵谷	144.771	257.956	381.669					
												高丸	223.737	223.737	336.922	460.635				
												名谷	271.117	271.117	271.117	384.301	471.164			
												須磨	402.727	402.727	402.727	402.727	471.164	471.164	402.727	402.727
起点													402.727	402.727	402.727	402.727	471.164	471.164	402.727	402.727

大型車

													長坂								
													学園南	289.788							
													垂水 ジャンクション	377.487							
													明石西	682.527	632.958						
													大久保	449.934	541.446	453.747					
													玉津	270.723	449.934	377.487	289.788				
													伊川谷	152.520	270.723	449.934					
													大蔵谷	209.715	373.674	552.885					
													高丸	324.105	324.105	488.064	667.275				
													名谷	392.739	392.739	392.739	556.698	682.527			
													須磨	583.389	583.389	583.389	583.389	682.527	682.527	583.389	583.389
起点													583.389	583.389	583.389	583.389	682.527	682.527	583.389	583.389	

口) E T C 車

軽自動車等

											長坂
										学園南	78.720
									垂水 ジャンクション		78.720
							明石西	352.272	326.688		
						大久保	78.720	279.456	234.192		
					玉津	78.720	177.120	194.832	149.568		
				伊川谷	78.720	139.728	232.224				
			大蔵谷		108.240	192.864	285.360				
		高丸	78.720		167.280	251.904	344.400				
	名谷	78.720	94.464		202.704	287.328	352.272				
	須磨	78.720	108.240	167.280	275.520	352.272	352.272	78.720			147.600
起点		98.400	133.824	192.864	301.104	352.272	352.272	114.144			173.184

普通車

											長坂
										学園南	98.400
									垂水 ジャンクション		98.400
							明石西	440.340	408.360		
						大久保	98.400	349.320	292.740		
					玉津	98.400	221.400	243.540	186.960		
				伊川谷	98.400	174.660	290.280				
			大蔵谷		135.300	241.080	356.700				
		高丸	98.400		209.100	314.880	430.500				
	名谷	98.400	118.080		253.380	359.160	440.340				
	須磨	98.400	135.300	209.100	344.400	440.340	440.340	98.400			184.500
起点		123.000	167.280	241.080	376.380	440.340	440.340	142.680			216.480

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション		118.080
							明石西	528.408	490.032		
						大久保	118.080	419.184	351.288		
					玉津	118.080	265.680	292.248	224.352		
				伊川谷	118.080	209.592	348.336				
			大蔵谷		162.360	289.296	428.040				
		高丸	118.080		250.920	377.856	516.600				
	名谷	118.080	141.696		304.056	430.992	528.408				
	須磨	118.080	162.360	250.920	413.280	528.408	528.408	118.080		221.400	
起点		147.600	200.736	289.296	451.656	528.408	528.408	171.216		259.776	

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション		162.360
							明石西	726.561	673.794		
						大久保	162.360	576.378	483.021		
					玉津	162.360	365.310	401.841	308.484		
				伊川谷	162.360	288.189	478.962				
			大蔵谷		223.245	397.782	588.555				
		高丸	162.360		345.015	519.552	710.325				
	名谷	162.360	194.832		418.077	592.614	726.561				
	須磨	162.360	223.245	345.015	568.260	726.561	726.561	162.360		304.425	
起点		202.950	276.012	397.782	621.027	726.561	726.561	235.422		357.192	

特大車

											長坂
										学園南	270.600
									垂水 ジャンクション		270.600
							明石西	1,210.935	1,122.990		
						大久保	270.600	960.630	805.035		
					玉津	270.600	608.850	669.735	514.140		
				伊川谷	270.600	480.315	798.270				
			大蔵谷		372.075	662.970	980.925				
		高丸	270.600		575.025	865.920	1,183.875				
	名谷	270.600	324.720		696.795	987.690	1,210.935				
	須磨	270.600	372.075	575.025	947.100	1,210.935	1,210.935	270.600		507.375	
起点		338.250	460.020	662.970	1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370		595.320	

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂
										学園南	105.288
									垂水 ジャンクション		105.288
							明石西	471.164	436.945		
						大久保	105.288	373.772	313.232		
					玉津	105.288	236.898	260.588	200.047		
				伊川谷	105.288	186.886	310.600				
			大蔵谷		144.771	257.956	381.669				
		高丸	105.288		223.737	336.922	460.635				
	名谷	105.288	126.346		271.117	384.301	471.164				
	須磨	105.288	144.771	223.737	368.508	471.164	471.164	105.288		197.415	
起点		131.610	178.990	257.956	402.727	471.164	471.164	152.668		231.634	

大型車

										長坂
									学園南	152.520
								垂水 ジャンクション		152.520
							明石西	682.527	632.958	
						大久保	152.520	541.446	453.747	
				玉津	152.520	343.170	377.487	289.788		
			伊川谷	152.520	270.723	449.934				
			大蔵谷		209.715	373.674	552.885			
		高丸	152.520		324.105	488.064	667.275			
	名谷	152.520	183.024		392.739	556.698	682.527			
	須磨	152.520	209.715	324.105		533.820	682.527	682.527	152.520	285.975
起点		190.650	259.284	373.674		583.389	682.527	682.527	221.154	335.544

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

(注3) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(二) 伊川谷ジャンクションの料金所の供用開始の日から永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクションまでの区間の供用開始の日の前日まで

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

										長坂
									学園南	149.568
								垂水 ジャンクション		194.832
							明石西	352.272	326.688	
						大久保	177.120	279.456	234.192	
				玉津	78.720	177.120	194.832	149.568		
			伊川谷	78.720	139.728	232.224				
			大蔵谷		108.240	192.864	285.360			
		高丸	167.280		167.280	251.904	344.400			
	名谷	202.704	202.704		202.704	287.328	352.272			
	須磨	301.104	301.104	301.104		301.104	352.272	352.272	301.104	301.104
起点		301.104	301.104	301.104		301.104	352.272	352.272	301.104	301.104

普通車

											長坂
										学園南	186.960
									垂水 ジャンクション		243.540
							明石西	440.340	408.360		
						大久保	221.400	349.320	292.740		
					玉津	98.400	221.400	243.540	186.960		
				伊川谷	98.400	174.660	290.280				
			大蔵谷		135.300	241.080	356.700				
		高丸	209.100		209.100	314.880	430.500				
	名谷	253.380	253.380		253.380	359.160	440.340				
	須磨	376.380	376.380	376.380		376.380	440.340	440.340	376.380		376.380
起点		376.380	376.380	376.380		376.380	440.340	440.340	376.380		376.380

中型車

											長坂
										学園南	224.352
									垂水 ジャンクション		292.248
							明石西	528.408	490.032		
						大久保	265.680	419.184	351.288		
					玉津	118.080	265.680	292.248	224.352		
				伊川谷	118.080	209.592	348.336				
			大蔵谷		162.360	289.296	428.040				
		高丸	250.920		250.920	377.856	516.600				
	名谷	304.056	304.056		304.056	430.992	528.408				
	須磨	451.656	451.656	451.656		451.656	528.408	528.408	451.656		451.656
起点		451.656	451.656	451.656		451.656	528.408	528.408	451.656		451.656

大型車

											長坂
										学園南	308.484
									垂水 ジャンクション		401.841
							明石西	726.561	673.794		
						大久保	365.310	576.378	483.021		
				玉津	162.360	365.310	401.841	308.484			
			伊川谷	162.360	288.189	478.962					
			大蔵谷		223.245	397.782	588.555				
		高丸	345.015		345.015	519.552	710.325				
	名谷	418.077	418.077		418.077	592.614	726.561				
	須磨	621.027	621.027	621.027		621.027	726.561	726.561	621.027		621.027
起点		621.027	621.027	621.027		621.027	726.561	726.561	621.027		621.027

特大車

											長坂
										学園南	514.140
									垂水 ジャンクション		669.735
							明石西	1,210.935	1,122.990		
						大久保	608.850	960.630	805.035		
				玉津	270.600	608.850	669.735	514.140			
			伊川谷	270.600	480.315	798.270					
			大蔵谷		372.075	662.970	980.925				
		高丸	575.025		575.025	865.920	1,183.875				
	名谷	696.795	696.795		696.795	987.690	1,210.935				
	須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045		1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045		1,035.045
起点		1,035.045	1,035.045	1,035.045		1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045		1,035.045

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

												長坂									
												学園南	200.047								
												垂水 ジャンクション	260.588								
												明石西	471.164	436.945							
												大久保	236.898	373.772	313.232						
												玉津	105.288	236.898	260.588	200.047					
												伊川谷	105.288	186.886	310.600						
												大蔵谷		144.771	257.956	381.669					
												高丸	223.737		223.737	336.922	460.635				
												名谷	271.117	271.117		271.117	384.301	471.164			
												須磨	402.727	402.727	402.727		402.727	471.164	471.164	402.727	402.727
起点													402.727	402.727	402.727		402.727	471.164	471.164	402.727	402.727

大型車

													長坂									
													学園南	289.788								
													垂水 ジャンクション	377.487								
													明石西	682.527	632.958							
													大久保	343.170	541.446	453.747						
													玉津	152.520	343.170	377.487	289.788					
													伊川谷	152.520	270.723	449.934						
													大蔵谷		209.715	373.674	552.885					
													高丸	324.105		324.105	488.064	667.275				
													名谷	392.739	392.739		392.739	556.698	682.527			
													須磨	583.389	583.389	583.389		583.389	682.527	682.527	583.389	583.389
起点													583.389	583.389	583.389		583.389	682.527	682.527	583.389	583.389	

口) ETC車

軽自動車等

											長坂
										学園南	78.720
									垂水 ジャンクション		78.720
							明石西	352.272	326.688		
						大久保	78.720	279.456	234.192		
					玉津	78.720	177.120	194.832	149.568		
				伊川谷	78.720	139.728	232.224				
			大蔵谷		108.240	192.864	285.360				
		高丸	78.720		167.280	251.904	344.400				
	名谷	78.720	94.464		202.704	287.328	352.272				
	須磨	78.720	108.240	167.280	275.520	352.272	352.272	78.720			147.600
起点		98.400	133.824	192.864	301.104	352.272	352.272	114.144			173.184

普通車

											長坂
										学園南	98.400
									垂水 ジャンクション		98.400
							明石西	440.340	408.360		
						大久保	98.400	349.320	292.740		
					玉津	98.400	221.400	243.540	186.960		
				伊川谷	98.400	174.660	290.280				
			大蔵谷		135.300	241.080	356.700				
		高丸	98.400		209.100	314.880	430.500				
	名谷	98.400	118.080		253.380	359.160	440.340				
	須磨	98.400	135.300	209.100	344.400	440.340	440.340	98.400			184.500
起点		123.000	167.280	241.080	376.380	440.340	440.340	142.680			216.480

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション		118.080
							明石西	528.408	490.032		
						大久保	118.080	419.184	351.288		
					玉津	118.080	265.680	292.248	224.352		
				伊川谷	118.080	209.592	348.336				
			大蔵谷		162.360	289.296	428.040				
		高丸	118.080		250.920	377.856	516.600				
	名谷	118.080	141.696		304.056	430.992	528.408				
	須磨	118.080	162.360	250.920	413.280	528.408	528.408	118.080		221.400	
起点		147.600	200.736	289.296	451.656	528.408	528.408	171.216		259.776	

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション		162.360
							明石西	726.561	673.794		
						大久保	162.360	576.378	483.021		
					玉津	162.360	365.310	401.841	308.484		
				伊川谷	162.360	288.189	478.962				
			大蔵谷		223.245	397.782	588.555				
		高丸	162.360		345.015	519.552	710.325				
	名谷	162.360	194.832		418.077	592.614	726.561				
	須磨	162.360	223.245	345.015	568.260	726.561	726.561	162.360		304.425	
起点		202.950	276.012	397.782	621.027	726.561	726.561	235.422		357.192	

特大車

											長坂
										学園南	270.600
									垂水 ジャンクション		270.600
							明石西	1,210.935	1,122.990		
						大久保	270.600	960.630	805.035		
					玉津	270.600	608.850	669.735	514.140		
				伊川谷	270.600	480.315	798.270				
			大蔵谷		372.075	662.970	980.925				
		高丸	270.600		575.025	865.920	1,183.875				
	名谷	270.600	324.720		696.795	987.690	1,210.935				
	須磨	270.600	372.075	575.025		947.100	1,210.935	1,210.935	270.600		507.375
起点		338.250	460.020	662.970		1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370		595.320

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂
										学園南	105.288
									垂水 ジャンクション		105.288
							明石西	471.164	436.945		
						大久保	105.288	373.772	313.232		
					玉津	105.288	236.898	260.588	200.047		
				伊川谷	105.288	186.886	310.600				
			大蔵谷		144.771	257.956	381.669				
		高丸	105.288		223.737	336.922	460.635				
	名谷	105.288	126.346		271.117	384.301	471.164				
	須磨	105.288	144.771	223.737		368.508	471.164	471.164	105.288		197.415
起点		131.610	178.990	257.956		402.727	471.164	471.164	152.668		231.634

大型車

													長坂
												学園南	152.520
											垂水 ジャンクション		152.520
									明石西	682.527	632.958		
								大久保	152.520	541.446	453.747		
							玉津	152.520	343.170	377.487	289.788		
						伊川谷	152.520	270.723	449.934				
					大蔵谷		209.715	373.674	552.885				
			高丸	152.520			324.105	488.064	667.275				
		名谷	152.520	183.024			392.739	556.698	682.527				
	須磨	152.520	209.715	324.105			533.820	682.527	682.527	152.520			285.975
起点		190.650	259.284	373.674			583.389	682.527	682.527	221.154			335.544

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

- (ホ) 永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクションまでの区間の供用開始の日以降
- イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

														平野 (西)
													平野 (東)	
												榑谷		
											永井谷	78.720	78.720	
											永井谷 ジャンクション	92.496	92.496	
										長坂				
										学園南	157.440		157.440	157.440
										垂水 ジャンクション	202.704		202.704	202.704
									明石西	352.272	326.688	267.648	249.936	177.120
								大久保	177.120	279.456	234.192	175.152	157.440	78.720
							玉津	78.720	177.120	202.704	157.440			
						伊川谷	78.720	139.728	232.224					
						大蔵谷		108.240	192.864	285.360				
			高丸	167.280		167.280	251.904	344.400						
		名谷	202.704	202.704		202.704	287.328	352.272						
	須磨	316.848	316.848	316.848		316.848	352.272	352.272	316.848	316.848		316.848	316.848	
起点		316.848	316.848	316.848		316.848	352.272	352.272	316.848	316.848		316.848	316.848	

中型車

														平野 (西)		
													平野 (東)			
												榑谷				
											永井谷	118.080	118.080			
										永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼﾞｮﾝ		118.080	118.080			
									長坂							
								学園南	118.080			138.744	197.784			
							垂水 ｼﾞｬﾝｸｼﾞｮﾝ		118.080			206.640	265.680			
						明石西	528.408	490.032		401.472	374.904		262.728			
					大久保	118.080	419.184	351.288		262.728	236.160		118.080			
				玉津	118.080	265.680	292.248	224.352								
			伊川谷	118.080	209.592	348.336										
		大蔵谷		162.360	289.296	428.040										
	高丸	118.080		250.920	377.856	516.600										
		名谷	118.080	141.696		304.056	430.992	528.408								
	須磨	118.080	162.360	250.920		413.280	528.408	528.408	118.080		221.400		339.480	398.520		
		起点		147.600	200.736	289.296		451.656	528.408	528.408	171.216		259.776		377.856	436.896

大型車

														平野 (西)		
													平野 (東)			
												榑谷				
											永井谷	162.360	162.360			
										永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼﾞｮﾝ		162.360	162.360			
									長坂							
								学園南	162.360			190.773	271.953			
							垂水 ｼﾞｬﾝｸｼﾞｮﾝ		162.360			284.130	365.310			
						明石西	726.561	673.794		552.024	515.493		361.251			
					大久保	162.360	576.378	483.021		361.251	324.720		162.360			
				玉津	162.360	365.310	401.841	308.484								
			伊川谷	162.360	288.189	478.962										
		大蔵谷		223.245	397.782	588.555										
	高丸	162.360		345.015	519.552	710.325										
		名谷	162.360	194.832		418.077	592.614	726.561								
	須磨	162.360	223.245	345.015		568.260	726.561	726.561	162.360		304.425		466.785	547.965		
		起点		202.950	276.012	397.782		621.027	726.561	726.561	235.422		357.192		519.552	600.732

ただし、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

普通車

			大竹ジャンクション	
			大竹	17.220
			大野	221.400
			大野	238.096
廿日市ジャンクション			大野	115.620
廿日市			大野	238.096
廿日市			大竹	476.191
廿日市			大竹	337.020
廿日市			大竹	398.520

大型車

			大竹ジャンクション	
			大竹	28.413
			大野	365.310
			大野	333.334
廿日市ジャンクション			大野	190.773
廿日市			大野	333.334
廿日市			大竹	666.667
廿日市			大竹	556.083
廿日市			大竹	657.558

特大車

			大竹ジャンクション	
			大竹	47.355
			大野	608.850
			大野	711.495
廿日市ジャンクション			大野	317.955
廿日市			大野	637.080
廿日市			大竹	1,198.575
廿日市			大竹	926.805
廿日市			大竹	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ト 一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))(以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日奈久
		142.858
八代南		190.477
八代ジャンクション		285.715

普通車

		日奈久
		190.477
八代南		190.477
八代ジャンクション		380.953

中型車

		日奈久
		238.096
八代南		238.096
八代ジャンクション		476.191

大型車

		日奈久
		285.715
八代南		333.334
八代ジャンクション		619.048

特大車

		日奈久
	八代南	476.191
八代ジャンクション	571.429	1,047.620

チ 一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))(以下「鹿児島道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

市来インターチェンジから伊集院インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	380.953	476.191	809.524

伊集院インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	95.239	231.482

普通車

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	142.858	277.778

中型車

		鹿児島西
	松元	190.477
伊集院	142.858	333.334

大型車

		鹿児島西
	松元	238.096
伊集院	238.096	476.191

特大車

		鹿児島西
	松元	428.572
伊集院	380.953	809.524

リ 一般国道9号(安来道路)(以下「安来道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		東出雲
	安来	333.334
米子西	190.477	476.191

普通車

		東出雲
	安来	428.572
米子西	190.477	619.048

中型車

		東出雲
	安来	476.191
米子西	285.715	761.905

大型車

		東出雲
	安来	666.667
米子西	333.334	1,000.000

特大車

		東出雲
	安来	1,142.858
米子西	571.429	1,714.286

又 江津道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	142.858	238.096
江津	142.858	285.715	380.953

普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	190.477	285.715
江津	190.477	380.953	476.191

中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	142.858
	江津西	238.096	380.953
江津	190.477	428.572	571.429

大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	190.477
	江津西	333.334	523.810
江津	285.715	619.048	809.524

特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	333.334
	江津西	523.810	857.143
江津	476.191	1,000.000	1,333.334

ル 椎田道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			椎田南
		椎田	95.239
	築城	190.477	285.715
みやこ豊津	95.239	285.715	388.350

大型車

			椎田南
		椎田	142.858
	築城	285.715	428.572
みやこ豊津	142.858	428.572	582.525

特大車

			椎田南
		椎田	333.334
	築城	666.667	1,000.000
みやこ豊津	333.334	1,000.000	1,359.224

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ヲ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			速見
		大分農業文化公園	142.858
		安心院	291.263
	院内	145.632	436.894
宇佐		242.719	533.981

普通車

			速見
		大分農業文化公園	190.477
		安心院	388.350
	院内	145.632	533.981
宇佐		291.263	679.612

中型車

			速見
		大分農業文化公園	238.096
		安心院	485.437
	院内	194.175	631.068
宇佐		339.806	825.243

大型車

				速見
			大分農業文化公園	333.334
		安心院	333.334	631.068
	院内	242.719	571.429	873.787
宇佐		485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速見
			大分農業文化公園	523.810
		安心院	523.810	1,067.962
	院内	436.894	952.381	1,504.855
宇佐		825.243	1,333.334	1,893.204

ワ 一般国道10号(日出バイパス)(以下「日出バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

カ 一般国道10号(延岡南道路)(以下「延岡南道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

(注)上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ただし、延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日から平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
226.752	226.752	226.752	255.534	325.890

ヨ 隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加治木
	隼人西	97.088
隼人東	97.088	194.175

普通車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

中型車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

大型車

		加治木
	隼人西	194.175
隼人東	194.175	388.350

特大車

		加治木
	隼人西	339.806
隼人東	339.806	679.612

タ 一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))(以下「京奈道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

城陽インターチェンジから山田川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			精華学研・山田川
		精華下狛	145.632
	田辺西	145.632	291.263
城陽・田辺北	145.632	291.263	436.894

普通車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

中型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

大型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	291.263
	田辺西	291.263	582.525
城陽・田辺北	291.263	582.525	873.787

特大車

			精華学研・山田川
		精華下狛	533.981
	田辺西	533.981	1,067.962
城陽・田辺北	533.981	1,067.962	1,601.942

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
城陽インターチェンジから 田辺北インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	10.000
精華学研インターチェンジから 山田川インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	

山田川インターチェンジから木津インターチェンジまでの区間

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
山田川インターチェンジから 木津インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別添1 - 2の自動車の車種区分をいう。

レ 一般国道24号(大和北道路)(以下「大和北道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

						郡山下ツ道
					大和郡山	
				大和郡山北 (南)	209.040	223.210
			大和郡山北 (北)			
		奈良	173.616		284.611	298.781
	奈良北	384.611	408.227		519.222	533.392
起点		396.419	420.035		531.030	545.200

普通車

						郡山下ツ道
					大和郡山	
				大和郡山北 (南)	223.800	241.512
			大和郡山北 (北)			
		奈良	179.520		318.264	335.976
	奈良北	418.264	447.784		586.528	604.240
起点		433.024	462.544		601.288	619.000

中型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	
				大和郡山北 (南)	238.560	259.814
			大和郡山北 (北)			
		奈良	185.424		351.917	373.171
	奈良北	451.917	487.341		653.834	675.088
起点		469.629	505.053		671.546	692.800

大型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	
				大和郡山北 (南)	271.770	300.995
			大和郡山北 (北)			
		奈良	198.708		427.636	456.860
	奈良北	527.636	576.344		805.271	834.496
起点		551.990	600.698		829.625	858.850

特大車

						郡山下ツ道
					大和郡山	
				大和郡山北 (南)	352.950	401.658
			大和郡山北 (北)			
		奈良	231.180		612.726	661.434
	奈良北	712.726	793.906		1,175.452	1,224.160
起点		753.316	834.496		1,216.042	1,264.750

(注) 起点とは奈良市歌姫町をいう。

ソ 一般国道26号(堺泉北道路)(以下「堺泉北道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

A 阪和自動車道(区間料金制区間)の堺ジャンクションと当該道路を連続して通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車	大型車
143.519	208.334

B A以外の場合

軽自動車等

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井		87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井		87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井		87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井		134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	328.704	328.704	328.704
平井		328.704	328.704	328.704

ロ) 各入口インターチェンジから平井インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	106.482	106.482	106.482
平井		106.482	106.482	106.482

普通車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井		134.260	134.260	134.260

中型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	162.038	162.038	162.038
平井		162.038	162.038	162.038

大型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	226.852	226.852	226.852
平井		226.852	226.852	226.852

特大車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	375.000	375.000	375.000
平井		375.000	375.000	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	143.519	143.519	143.519
平井		143.519	143.519	143.519

大型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	208.334	208.334	208.334
平井		208.334	208.334	208.334

(口) ETC車の場合

イ) 阪和自動車道(区間料金制区間)の堺ジャンクションと阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションの間を、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車	大型車
143.519	208.334

ロ) イ) 以外の場合

軽自動車等

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井		87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井		87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井		87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井		134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
			取石	
		菱木		
	太平寺	231.180	328.704	328.704
平井		271.770	328.704	328.704

(注) 終点とは大阪府高石市綾園をいう。

ツ 一般国道31号(広島呉道路)(以下「広島呉道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とし、平成31年7月1日から適用する。

仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
145.632	194.175	242.719	339.806	582.525

坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		呉
	天応	291.263
坂	291.263	533.981

普通車

		呉
	天応	339.806
坂	339.806	679.612

中型車

		呉
	天応	339.806
坂	339.806	679.612

大型車

		呉
	天応	533.981
坂	533.981	1,019.418

特大車

		呉
	天応	922.331
坂	922.331	1,844.661

ネ 一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	車種	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
A区間		145.632	252.428	398.059	895.239
B区間		97.088	145.632	203.884	495.146

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それ

ぞれ別添 1 - 4 の自動車の車種区分をいう。

(注 2) A 区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までの区間を、B 区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町 4 丁目(終点)までの区間をいう。

ナ 湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

					有田南	有田	
					湯浅	48.544	97.088
					広川	145.632	145.632
		広川南			142.858	238.096	285.715
		川辺			242.719	339.806	388.350
御坊	95.239				339.806	485.437	485.437

普通車

					有田南	有田	
					湯浅	97.088	145.632
					広川	145.632	194.175
		広川南			142.858	285.715	333.334
		川辺			291.263	436.894	485.437
御坊	142.858				436.894	582.525	631.068

中型車

					有田南	有田	
					湯浅	97.088	145.632
					広川	194.175	242.719
		広川南			190.477	380.953	428.572
		川辺			339.806	533.981	582.525
御坊	190.477				533.981	728.156	776.700

大型車

					有田南	有田	
					湯浅	145.632	194.175
					広川	291.263	339.806
		広川南			238.096	523.810	571.429
		川辺			436.894	728.156	776.700
御坊	238.096				679.612	970.874	1,019.418

特大車

					有田南	有田
				湯浅	242.719	339.806
			広川		485.437	582.525
		広川南	380.953		857.143	952.381
	川辺		776.700		1,213.593	1,310.680
御坊	380.953		1,165.049		1,650.486	1,747.573

ラ 一般国道163号(第二阪奈道路)(以下「第二阪奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とし、平成31年4月1日から適用する。

(イ)平成31年4月1日から中町インターチェンジのETC通信施設(料金所以外の箇所においてETCシステムを利用して無線通信を行う施設をいう。以下同じ。)の供用開始の日の前日まで

イ)ETC車以外の自動車

軽自動車等

				宝来
			中町	
		小瀬	189.815	189.815
	壹分			
西石切	396.419		566.454	566.454

普通車

				宝来
			中町	
		小瀬	236.112	236.112
	壹分			
西石切	433.024		645.568	645.568

中型車

				宝来
			中町	
		小瀬	282.408	282.408
	壹分			
西石切	469.629		724.682	724.682

大型車

				宝来
			中町	
		小瀬	375.000	375.000
	壹分			
西石切	551.990		902.687	902.687

特大車

				宝来
			中町	
		小瀬	662.038	662.038
	壹分			
西石切	753.316		1,337.812	1,337.812

口) E T C 車

軽自動車等

				宝来
			中町	
		小瀬	189.815	189.815
	壹分			
西石切	396.419		566.454	566.454

普通車

				宝来
			中町	
		小瀬	236.112	236.112
	壹分			
西石切	433.024		645.568	645.568

中型車

				宝来
			中町	
		小瀬	282.408	282.408
	壹分			
西石切	469.629		724.682	724.682

大型車

				宝来
			中町	
		小瀬	375.000	375.000
	壹分			
西石切	551.990		902.687	902.687

特大車

				宝来
			中町	
		小瀬	662.038	662.038
	壹分			
西石切	753.316		1,337.812	1,337.812

(ロ) 中町インターチェンジのE T C通信施設の供用開始の日以降
イ) E T C車以外の自動車

軽自動車等

			中町	宝来
			189.815	189.815
壱分				
西石切	396.419		566.454	566.454

普通車

			中町	宝来
			236.112	236.112
壱分				
西石切	433.024		645.568	645.568

中型車

			中町	宝来
			282.408	282.408
壱分				
西石切	469.629		724.682	724.682

大型車

			中町	宝来
			375.000	375.000
壱分				
西石切	551.990		902.687	902.687

特大車

			中町	宝来
			662.038	662.038
壱分				
西石切	753.316		1,337.812	1,337.812

ロ) E T C車

軽自動車等

			中町	宝来
			189.815	189.815
壱分				
西石切	396.419		497.968	566.454

普通車

				宝来
			中町	
		小瀬	236.112	236.112
	壱分			
西石切	433.024		559.960	645.568

中型車

				宝来
			中町	
		小瀬	282.408	282.408
	壱分			
西石切	469.629		621.952	724.682

大型車

				宝来
			中町	
		小瀬	375.000	375.000
	壱分			
西石切	551.990		761.434	902.687

特大車

				宝来
			中町	
		小瀬	501.658	662.038
	壱分			
西石切	753.316		1,102.390	1,337.812

△ 一般国道165号(南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 美原ジャンクションから羽曳野インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			羽曳野
		美原東	
	美原	138.889	138.889
美原ジャンクション		138.889	138.889

普通車

			羽曳野
		美原東	
	美原	194.445	194.445
美原ジャンクション		194.445	194.445

中型車

			羽曳野
		美原東	
	美原	240.741	240.741
美原ゾパソクシヨソ		240.741	240.741

大型車

			羽曳野
		美原東	
	美原	333.334	333.334
美原ゾパソクシヨソ		333.334	333.334

特大車

			羽曳野
		美原東	
	美原	523.428	523.428
美原ゾパソクシヨソ		523.428	523.428

ロ) 羽曳野インターチェンジから終点までの区間

軽自動車等

				終点
			葛城	
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東			
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

普通車

				終点
			葛城	
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東			
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

中型車

				終点
			葛城	
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東			
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

大型車

				終点
			葛城	
		太子	379.630	379.630
	羽曳野東			
羽曳野	138.889	287.038	666.667	666.667

特大車

				葛城	758.850	758.850
			太子			
	羽曳野東					
羽曳野	361.068	539.664	1,148.514	1,148.514	1,148.514	

(口) ETC車の場合

軽自動車等

							葛城	240.741	240.741
							太子		
							羽曳野東		
			羽曳野	92.593	194.445	393.245	425.926	425.926	
		美原東							
	美原	138.889	138.889	231.482	328.704	478.262	525.494	525.494	
美原 ジャンクション		138.889	138.889	231.482	328.704	501.878	549.110	549.110	

普通車

							葛城	240.741	240.741
							太子		
							羽曳野東		
			羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926	425.926	
		美原東							
	美原	194.280	194.445	282.408	384.260	560.328	619.368	619.368	
美原 ジャンクション		194.445	194.445	282.408	384.260	589.848	620.371	620.371	

中型車

							終点
						葛城	
					太子	240.741	240.741
				羽曳野東			
			羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926
		美原東					
	美原	203.136	240.741	328.704	430.556	642.394	666.667
美原 ジャンクション		238.560	240.741	328.704	430.556	666.667	666.667

大型車

							終点
						葛城	
					太子	379.630	379.630
				羽曳野東			
			羽曳野	138.889	287.038	651.692	666.667
		美原東					
	美原	223.062	325.349	451.990	559.147	827.041	924.457
美原 ジャンクション		271.770	333.334	472.223	607.855	875.749	973.165

特大車

							終点
						葛城	
					太子	596.490	758.850
				羽曳野東			
			羽曳野	361.068	539.664	986.154	1,148.514
		美原東					
	美原	271.770	442.248	653.316	831.912	1,278.402	1,440.762
美原 ジャンクション		352.950	523.428	734.496	913.092	1,359.582	1,521.942

ただし、当該道路と阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行する場合における、美原ジャンクションと各インターチェンジ相互間（次表に金額の記載がない車種及び特大車を除く。）の1回の通行に係る料金の額は、次表のとおり

りとする。

軽自動車等

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	74.075	74.075	148.149	231.482	388.889	388.889

普通車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	148.149	148.149	222.223	305.556	453.704	453.704

中型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	185.186	185.186	259.260	333.334	481.482	481.482

大型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション		324.075	435.186	546.297	787.038	787.038

(注) 終点とは奈良県葛城市辨之庄をいう。

ウ 一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(以下「今治小松道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		いよ小松北	終点
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	190.477	285.715	285.715

普通車

		いよ小松北	終点
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	285.715	333.334	380.953

中型車

		いよ小松北	終点
	東予丹原	95.239	142.858
今治湯ノ浦	333.334	428.572	476.191

大型車

			いよ小松北	終点
	東予丹原	142.858		190.477
今治湯ノ浦	428.572	571.429		619.048

特大車

			いよ小松北	終点
	東予丹原	238.096		333.334
今治湯ノ浦	714.286	952.381		1,047.620

(注) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

中 一般国道478号(京都縦貫自動車道)(以下「京都縦貫自動車道」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	194.175	388.350
		大原野			
	長岡京	190.477		428.572	619.048
大山崎	95.239	238.096		476.191	666.667

普通車

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	242.719	485.437
		大原野			
	長岡京	238.096		523.810	761.905
大山崎	95.239	285.715		571.429	809.524

中型車

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	291.263	582.525
		大原野			
	長岡京	285.715		619.048	904.762
大山崎	95.239	333.334		666.667	952.381

大型車

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	388.350	776.700
		大原野			
	長岡京	380.953		857.143	1,238.096
大山崎	142.858	476.191		952.381	1,333.334

特大車

					亀岡・大井・千代川
				篠	679.612
			沓掛	679.612	1,359.224
		大原野			
	長岡京	666.667		1,476.191	2,142.858
大山崎	285.715	809.524		1,571.429	2,238.096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
亀岡インターチェンジから 大井インターチェンジ又は 千代川インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981
大井インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		園部・丹波
	八木西	
千代川・八木中	194.175	388.350

普通車

		園部・丹波
	八木西	
千代川・八木中	242.719	485.437

中型車

		園部・丹波
	八木西	
千代川・八木中	291.263	582.525

大型車

		園部・丹波
	八木西	
千代川・八木中	388.350	776.700

特大車

		園部・丹波
	八木西	
千代川・八木中	679.612	1,359.224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 八木東インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612
園部インターチェンジから 丹波インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612

ノ 一般国道481号(関西国際空港連絡橋)(以下「関西国際空港連絡橋」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の

端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	761.905	952.381	1,238.096	2,095.239

(注) 1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

オ 一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))(以下「武雄佐世保道路」という。)における各区分及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区分

普通車	大型車	特大車
398.059	600.000	1,390.477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区分

普通車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		200.000
波佐見有田	200.000	400.000

大型車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		300.971
波佐見有田	300.971	601.942

特大車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		695.239
波佐見有田	695.239	1,390.477

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ク 一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))(以下「佐世保道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

(ロ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				254.630
				佐世保中央
				254.630
				相浦中里
				254.630
佐々	254.630	254.630		254.630

普通車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	337.963
		佐世保中央		337.963
	相浦中里	337.963		337.963
佐々	337.963	337.963		337.963

中型車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	430.556
		佐世保中央		430.556
	相浦中里	430.556		430.556
佐々	430.556	430.556		430.556

大型車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	569.445
		佐世保中央		569.445
	相浦中里	569.445		569.445
佐々	569.445	569.445		569.445

特大車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	939.815
		佐世保中央		939.815
	相浦中里	939.815		939.815
佐々	939.815	939.815		939.815

(注1) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注2) 当該道路を通行する自動車が、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

ロ) ETC車

軽自動車等

				佐世保大塔
			佐世保みなと	95.239
		佐世保中央		95.239
	相浦中里	87.963		180.556
佐々	69.445	162.038		254.630

普通車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	142.858
		佐世保中央		142.858
	相浦中里	106.482		245.371
佐々	87.963	199.075		337.963

中型車

			佐世保みなの	佐世保大塔
		佐世保中央		190.477
	相浦中里	134.260		190.477
佐々	106.482	236.112		328.704
				430.556

大型車

			佐世保みなの	佐世保大塔
		佐世保中央		238.096
	相浦中里	180.556		238.096
佐々	143.519	328.704		421.297
				569.445

特大車

			佐世保みなの	佐世保大塔
		佐世保中央		380.953
	相浦中里	300.926		380.953
佐々	245.371	560.186		680.556
				939.815

(注1) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注2) 当該道路を通行する自動車は、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、イ(八)ハの規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を100円未満切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用する。

ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、イ(八)ニ)Bに掲げる区間(当該区間の供用以前に一般国道10号(高松東道路)として供用していた期間を含む。)及び一般有料道路(ただし、のうちイ、ハ、ホ((イ)を除く。)、ツ及びク((イ)を除く。)並びにカに定めるただし書きを除く。)のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、イ(八)ニ)、ロ又は に定める方法により算出した料金の額と、平成26年3月31日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

ハ 広島呉道路について、 に定める方法により算出した料金の額と、従前の額との差額が10円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、切り捨てにより、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

ニ ハにより調整された、広島呉道路の坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの料金の額(以下「調整後額」という。)が、坂インターチェンジから天応インターチェンジの料金の額と天応インターチェンジから呉インターチェンジの料金の額を合算した額(以下「調整後上限額」という。)を超える場合は、調整後額を調整後上限額と同額にするものとする。

料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき、及び に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額((2) に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額)のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注)上記式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：イ(ハ)イ)Cのキロ程に基づき、及び に定める方法により算出した額(単位：円)

P：ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路又は隼人道路の料金の額(単位：円)

C：周回走行回数

ハ 区間料金制区間を連続して通行する場合

西名阪自動車道の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間、西名阪自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道(区間料金制区間)の各インターチェンジ相互間又は近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道(区間料金制区間)の各インターチェンジ相互間を連続して通行する場合の料金の額は、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と阪和自動車道(区間料金制区間)の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、又は近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額と阪和自動車道(区間料金制区間)の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とする。

ただし、近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道(区間料金制区間)の各インターチェンジ相互間を連続して通行するETC車については、この措置による額が、次表の(イ)及び(ロ)に掲げる額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を超える場合は、この額と同額とする。

(イ)平成34年3月31日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	996.516	1,455.374	2,325.624

(ロ)平成34年4月1日以降

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間(ETC車に限る。)及び別添6のうちA、C(第二京阪道路のうち京田辺松井インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間のみを通行する場合、油小路線、堺泉北道路及び南阪奈道路についてはETC車に限る。)及びD(ETC車に限る。)に掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジが

らDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB : AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

AD' : AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

BD' : BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

CD' : CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、、、、及びにより算出した料金の額（単位：円）

（注2）AD - (BD - CD) - ABによる料金調整において、BD < CDとなる場合については、AD - ABにより算出した額により料金調整を行う。

□ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間は、イに定める自動車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるETC2.0車載器DSRC部使用規程第1条に規定する車載器DSRC部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.(1)に定める車載器のID付きプローブ情報の提供を行う自動車（以下「ETC2.0車」という。）に、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0車に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間の各区間（（1） 八ただし書きにより、同八（イ）又は（ロ）の額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみ通行又は区間料金制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間、鹿児島道路、京奈道路、大和北道路、広島呉道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保イン

ターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

□ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程(単位: キロメートル)

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次

の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- W : 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。
- t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
- d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- t : 消費税率

平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(大都市近郊区間のみ通行又は区間料金制区間の通行を除く。)し、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。)の適

用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合には50。

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（1）イ（ロ）イBに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合には50。

（ハ）対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジ

までの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（１）イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（１）イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（１）イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

t：消費税率

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（ロ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（ロ）の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d：（ロ）に定める計算式により算出した値を100で除した値

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（１）イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（１）イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（１）イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：消費税率

休日割引

イ 割引をする自動車

休日、1月2日及び1月3日（ただし、平成31年4月22日から平成31年5月10日、平成31年8月5日から平成31年8月16日、平成31年12月30日から平成32年1月10日及び平成32年4月27日から平成32年5月8日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては（３）ホにより適用することとする。）に高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみ通行及び区間料金制区間の通行を除く。）するETC車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、延岡南道路（（１）カに定めるただし書きの期間は除く。）及び椎田道路においては、別添1-1に掲げるイ

からへに該当する自動車とする。)。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の別に算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'1: 関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- W : 30
- t : 消費税率

近畿自動車道等迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道(区間料金制区間)の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道(区間料金制区間)の相互間(以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。)及び(C)に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路を連続して通行し、八に定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1及び2の(A)に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出し当該道路を通行する場合は、ETC2.0車に限る。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	第二京阪道路	門真ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する東大阪ジャンクション
2	第二京阪道路	松原ジャンクションから 門真ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
3	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 一般国道308号(第二阪奈道路) との接続部から東大阪ジャンクシ ョンまでの区間	東大阪ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する東大阪ジャンクション
4	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 一般国道308号(第二阪奈道路) との接続部から東大阪ジャンクシ ョンまでの区間	松原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
5	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 第二阪奈道路との接続部から東大 阪ジャンクションまでの区間	東大阪ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する東大阪ジャンクション
6	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 第二阪奈道路との接続部から東大 阪ジャンクションまでの区間	松原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
7	西名阪自動車道	松原ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する松原ジャンクション
8	西名阪自動車道	松原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	
9	南阪奈道路	美原ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する松原ジャンクション
10	南阪奈道路	美原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	

ロ 割引適用後の料金の額

(イ) イの表中1及び2の(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、東大阪ジャンクションと門真ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ロ) イの表中3から8までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中3から8までの項毎に、次の算式により算出した額(以下「算出額」という。)が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じた後の額とする。

$$X - Y$$

(注) この算式においてX及びYは、ハの(イ)及び(ロ)別に、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : イの表中(D)に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が行き止まりとなる区間に定めるインターチェンジ相互間の阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額(単位:円)

Y : イに定める自動車の通行のうち、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額(単位:円)

(ハ) イの表中9及び10の(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中9及び10の項毎に、(ロ)に定める算式により算出した額と、松原ジャンクションと美原ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とする。

八 対象インターチェンジ

(イ) 入口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線（1号環状線）の堂島インターチェンジ、高麗橋インターチェンジ、長堀インターチェンジ、高津インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、えびす町インターチェンジ、四ツ橋インターチェンジ若しくは信濃橋インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

(ロ) 出口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線（1号環状線）の北浜インターチェンジ、本町インターチェンジ、道頓堀インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、なんばインターチェンジ、信濃橋インターチェンジ若しくは土佐堀インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

二 適用する期間

平成29年6月3日から平成44年3月31日まで本割引を適用する。

ただし、イの表中1及び2の(A)に掲げる道路の各インターチェンジのうち第二京阪道路の起点は平成31年4月1日から平成44年3月31日まで、イの表中3及び4は平成29年6月3日から平成31年3月31日まで並びにイの表中5及び6は平成31年4月1日から平成44年3月31日まで本割引を適用する。

沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成26年4月1日から平成33年3月31日まで本割引を適用する。

延岡南道路地域内利用割引

イ 割引をする自動車

延岡南道路の起点（宮崎県延岡市石田町をいう。）と延岡南インターチェンジ相互間を通行する自動車（ただし、別添1-1のトからタに該当する自動車については、ETC車のみに適用する。また、当該自動車が延岡南インターチェンジと東九州自動車道の門川南スマートインターチェンジ又は日向インターチェンジの間を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合を除く。）。

ロ 割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、延岡南道路の通行料金に適用する。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ただし、平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
226.752	226.752	226.752	255.534	325.890

八 適用する期間

延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日以降、本割引を適用する。

広島呉道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

広島呉道路と広島高速道路公社が管理する道路を連続して通行する ETC 車。

ロ 割引額

割引額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、広島呉道路の仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降、本割引を適用する。

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ)手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ)手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

乗合型自動車(定期路線)割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、コーポレート契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路（平成31年3月31日までとする。）、安来道路、広島呉道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

から（ただし、及びを除く）に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ と、 、 、 又は の割引相互間における重複適用関係

（イ） と 又は は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、 については、 の割引適用後に、 の割引を適用する。

（ロ） と 、 又は の割引適用要件に該当する自動車の場合、 は適用しないものとする。

ニ と、 、 、 又は の割引相互間における重複適用関係

（イ） と は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、 の割引適用後に、 の割引を適用する。

（ロ） と の割引適用要件に該当する自動車の場合、 の割引適用後に、次式により算出した額にの割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

（注）上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A： の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ハ） と の割引適用要件に該当する自動車の場合、 の割引適用後に、 の割引を適用する。

（二） と 、 の割引適用要件に該当する自動車の場合、 の割引は適用しないものとする。

企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成22年1月2日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営む者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ク 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車等が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車等が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車等が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ク 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレ-ラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両	
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認められたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレ・ラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両及び被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	コ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 4

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
八日市から竜王まで	-	-	485.437	-	-
竜王から栗東まで	339.806	-	-	-	-
栗東から瀬田東・瀬田西まで	291.263	339.806	339.806	-	-
瀬田東・瀬田西から大津まで	242.719	-	291.263	388.350	-
瀬田東・瀬田西から京都東まで	-	-	436.894	-	-
大津から京都東まで	-	-	242.719	291.263	-
大津から京都南まで	-	-	571.429	-	-
京都東から京都南まで	-	-	485.437	-	-
茨木から吹田まで	-	-	242.719	-	388.350
吹田から豊中まで	339.806	-	436.894	-	-
豊中から尼崎まで	242.719	-	291.263	339.806	-
尼崎から西宮まで	291.263	-	339.806	-	-

中央自動車道西宮線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茨木から中国豊中・中国池田まで	-	485.437	-	-	-

近畿自動車道松原那智勝浦線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
貝塚から泉南・阪南まで	388.350	-	-	-	-
和歌山から海南東・海南まで	388.350	-	-	-	-

近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から丹南篠山口まで	485.437	-	-	-	-
福知山から綾部まで	-	388.350	436.894	-	-
綾部から舞鶴西まで	-	436.894	-	-	-

近畿自動車道敦賀線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸三田まで	-	-	339.806	-	-
三田西から吉川まで	-	-	339.806	436.894	-

近畿自動車道敦賀線と山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸北まで	436.894	-	-	-	-

中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中国吹田から中国豊中・中国池田まで	339.806	-	-	-	-
中国豊中・中国池田から宝塚まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
宝塚から西宮北まで	-	-	571.429	-	-
西宮北から神戸三田まで	242.719	291.263	291.263	-	-
西宮北からひょうご東条まで	485.437	-	-	-	-
吉川からひょうご東条まで	-	-	242.719	-	-
吉川から滝野社まで	436.894	-	-	-	-

美作から津山まで	339.806	-	-	-	-
津山から院庄まで	-	388.350	436.894	-	-
山口から小郡まで	-	-	485.437	-	-
小郡から美祢まで	485.437	-	-	-	-
小月から下関まで	436.894	-	-	-	-

中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代田から大朝まで	-	485.437	-	-	-

山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
神戸北から三木東まで	436.894	-	-	-	-
山陽姫路西から龍野まで	-	291.263	-	-	-
山陽姫路西から備前まで	-	-	1,190.477	-	-
龍野西から赤穂まで	-	485.437	485.437	-	-
赤穂から備前まで	-	388.350	436.894	-	-
備前から和気まで	-	-	436.894	-	-
岡山から倉敷まで	436.894	-	-	-	-
岡山総社から早島まで	-	436.894	-	-	-
早島から倉敷まで	-	-	291.263	339.806	-
玉島から笠岡まで	485.437	-	-	-	-
鴨方から笠岡まで	291.263	-	339.806	-	-
福山西から尾道まで	242.719	-	-	-	-
本郷から河内まで	291.263	-	-	-	-
西条から志和まで	339.806	-	-	-	-
志和から広島東まで	-	388.350	436.894	-	-
広島東から広島まで	242.719	-	291.263	388.350	-
広島から五日市まで	-	388.350	436.894	-	-
五日市から廿日市ジャンクションまで	-	485.437	-	-	-
大竹ジャンクションから岩国まで	291.263	339.806	339.806	-	-
徳山東から徳山西まで	485.437	-	-	-	-
徳山西から防府東・防府西まで	-	-	485.437	-	-
防府東・防府西から山口南まで	-	-	436.894	-	-

中国横断自動車道岡山米子線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久世から湯原まで	-	436.894	-	-	-
湯原から蒜山まで	485.437	-	-	-	-
江府から溝口まで	291.263	-	-	-	-

四国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藍住から土成まで	388.350	-	-	-	-
三島川之江から土居まで	291.263	339.806	436.894	571.429	-
土居から新居浜まで	388.350	-	-	-	-
いよ西条からいよ小松まで	436.894	-	-	-	-
川内から松山まで	-	-	485.437	-	-

四国横断自動車道阿南四万十線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
善通寺からさぬき豊中まで	-	485.437	-	-	-
さぬき豊中から大野原まで	291.263	339.806	-	-	-

九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
門司から小倉東まで	388.350	-	-	-	-
新門司から小倉南まで	436.894	-	-	-	-
小倉東から小倉南まで	242.719	291.263	291.263	-	-
小倉東から八幡まで	485.437	-	-	-	-
小倉南から八幡まで	339.806	-	-	-	-
若宮から古賀まで	-	436.894	485.437	-	-
古賀から福岡まで	339.806	388.350	436.894	-	-
鳥栖から久留米まで	339.806	388.350	436.894	-	-
久留米から八女まで	388.350	-	-	-	-
菊水から植木まで	339.806	-	436.894	-	-
熊本から御船まで	-	-	485.437	-	-
御船から松橋まで	-	-	485.437	-	-
栗野から横川まで	242.719	242.719	242.719	291.263	485.437
横川から溝辺鹿児島空港まで	-	-	485.437	-	-
溝辺鹿児島空港から加治木まで	-	-	339.806	-	-
加治木から始良まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
始良から薩摩吉田まで	291.263	339.806	339.806	-	-
始良から鹿児島北まで	-	-	619.048	-	-
始良から鹿児島まで	-	-	619.048	-	-
薩摩吉田から鹿児島北まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
薩摩吉田から鹿児島まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
鹿児島北から鹿児島まで	-	-	242.719	291.263	-

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
栗野からえびのまで	436.894	485.437	485.437	761.905	-
栗野から小林まで	-	-	952.381	1,285.715	-
栗野から高原まで	-	-	1,190.477	1,714.286	-
栗野から都城まで	-	-	1,714.286	2,476.191	4,142.858
栗野から田野まで	-	-	2,380.953	3,428.572	-
栗野から宮崎まで	-	-	2,761.905	-	-
横川からえびのまで	-	-	714.286	-	-
横川から小林まで	-	-	1,142.858	-	-
横川から高原まで	-	-	1,380.953	1,952.381	-
横川から都城まで	-	-	1,904.762	2,714.286	4,619.048
横川から田野まで	-	-	2,571.429	-	-
横川から宮崎まで	-	-	2,952.381	-	-
溝辺鹿児島空港から小林まで	-	-	1,571.429	-	-
溝辺鹿児島空港から高原まで	-	-	1,809.524	-	-
溝辺鹿児島空港から都城まで	-	-	2,333.334	3,333.334	-
溝辺鹿児島空港から田野まで	-	-	3,047.620	-	-
溝辺鹿児島空港から宮崎まで	-	-	3,333.334	-	-
加治木から小林まで	-	-	1,809.524	-	-
加治木から高原まで	-	-	2,095.239	-	-
加治木から都城まで	-	-	2,571.429	-	-
加治木から田野まで	-	-	3,238.096	-	-

加治木から宮崎まで	-	-	3,523.810	-	-
始良から高原まで	-	-	2,333.334	-	-
始良から都城まで	-	-	2,904.762	-	-
始良から田野まで	-	-	3,428.572	-	-
始良から宮崎まで	-	-	3,714.286	-	-
薩摩吉田から都城まで	-	-	3,095.239	-	-
薩摩吉田から宮崎まで	-	-	3,904.762	-	-
鹿児島北から都城まで	-	-	3,333.334	-	-
鹿児島北から田野まで	-	-	3,857.143	-	-
鹿児島北から宮崎まで	-	-	4,142.858	-	-
鹿児島から都城まで	-	-	3,333.334	-	-
鹿児島から田野まで	-	-	3,857.143	-	-
鹿児島から宮崎まで	-	-	4,142.858	-	-

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久留米から筑後小郡まで	-	485.437	-	-	-

九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
えびのから小林まで	485.437	-	619.048	-	-
えびのから高原まで	-	-	952.381	-	-
えびのから都城まで	-	-	1,428.572	2,000.000	3,428.572
えびのから田野まで	-	-	2,095.239	2,952.381	-
えびのから宮崎まで	-	-	2,523.810	-	-
小林から高原まで	291.263	339.806	339.806	-	-
小林から都城まで	-	-	1,000.000	1,333.334	2,190.477
小林から田野まで	-	-	1,619.048	-	-
小林から宮崎まで	-	-	2,000.000	-	-
高原から都城まで	-	-	714.286	952.381	-
田野から宮崎まで	-	436.894	485.437	-	-

九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
長崎多良見から諫早まで	-	242.719	242.719	291.263	-
諫早から大村まで	339.806	-	436.894	-	-
東そのぎから武雄南まで	-	485.437	-	-	-
嬉野から武雄南まで	-	-	-	-	436.894
嬉野から武雄北方まで	436.894	-	-	-	-
武雄北方から多久まで	339.806	-	-	-	-
東脊振から鳥栖まで	-	-	485.437	-	-
鳥栖から筑後小郡まで	242.719	-	291.263	339.806	-
鳥栖から甘木まで	-	-	485.437	-	-
筑後小郡から甘木まで	242.719	-	291.263	339.806	-
甘木から朝倉まで	-	-	339.806	-	-
朝倉から杷木まで	-	339.806	-	-	-
九重から湯布院まで	-	436.894	-	-	-
別府から速見まで	-	388.350	436.894	-	-

関門自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
下関から門司港まで	291.263	339.806	339.806	571.429	-

沖縄自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
許田から宜野座まで	242.719	242.719	242.719	339.806	-
許田から金武まで	-	485.437	485.437	666.667	-
許田から石川まで	-	-	714.286	1,000.000	-
宜野座から金武まで	242.719	242.719	242.719	339.806	-
宜野座から石川まで	-	485.437	485.437	666.667	-
金武から石川まで	242.719	242.719	242.719	339.806	-
金武から沖縄北まで	436.894	-	571.429	-	-
金武から沖縄南まで	-	-	714.286	-	-
屋嘉から石川まで	-	-	194.175	-	-
屋嘉から沖縄北まで	339.806	-	436.894	-	-
石川から沖縄北まで	291.263	339.806	339.806	-	-
石川から沖縄南まで	-	-	485.437	-	-
沖縄北から北中城まで	339.806	-	-	-	-
沖縄南から北中城まで	242.719	-	291.263	339.806	-
沖縄南から西原まで	-	-	485.437	-	-
沖縄南から那覇まで	485.437	-	-	-	-
北中城から西原まで	242.719	-	291.263	388.350	-
北中城から那覇まで	-	-	485.437	-	-
西原から那覇まで	-	-	291.263	339.806	-

別添 6

A	広島岩国道路
	八代日奈久道路
	江津道路
	椎田道路
	宇佐別府道路
	日出バイパス
	延岡南道路
	隼人道路
	湯浅御坊道路
	今治小松道路
	京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジ から千代川インターチェンジ までの区間
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジ から丹波インターチェンジ までの区間
B	鹿児島道路
	安来道路
	京奈道路
	広島呉道路
	長崎バイパス
	関西国際空港連絡橋
	武雄佐世保道路
	佐世保道路
C	京滋バイパス
	油小路線
	第二京阪道路
	大和北道路
	堺泉北道路
	南阪奈道路
D	第二神明道路（平成31年4月1日以降とする。）

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ									
大口	×	大口								
深夜			深夜							
休日			×	休日						
近迂				×	近迂					
沖特				×	×	沖特				
延地	×	×	×	×	×	×	延地			
広連		×	×	×	×	×	×	広連		
障割		×	×	×			×	×	障割	
路バス	×			×			×	×	×	路バス

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	近畿自動車道等迂回利用割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引